

一般社団法人北海道設備設計事務所協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道設備設計事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の共通する利益を図るため、会員の社会的地位の向上に努めると共に、建築設備の設計並びに工事監理業務の技術向上をはかり、安心、安全な社会環境の創造をとらして建築文化の発展に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 設備設計、工事監理等(以下「設備設計等」という。)の業務に関する調査研究
- (2) 設備設計事務所の経営管理に関する調査研究
- (3) 設備設計事務所の業務の質の向上に関する施策の実施
- (4) 設備設計等の業務の普及啓発
- (5) 設備設計等の業務に関する国際交流
- (6) 会誌、研究報告書の刊行及び講演会、講習会等の実施
- (7) その他この法人の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員の種別及び資格は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員 北海道内において建築設備の設計並びに工事監理を業とする法人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同する設備設計者として必要な技術を有する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的事業に賛助し、又は後援する設備の関係企業及び団体

(4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

(5) 特別会員 官公庁、学術団体等に所属し、この法人の目的達成に協力する者で、理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、別に定める規定により、入会の許否を決定し、会長が申込者にその旨通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において定める会費を指定の期日までに納入しなければならない。

2 準会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を指定の期日までに納入しなければならない。

3 名誉会員及び特別会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める「退会届」を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会で弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 失踪宣告、成年後見開始の審判を受けたとき。
- (3) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開 催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。この場合、会長は、上記請求があった日から起算して 30 日以内に、社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の 1 週間前までに、正会員に対し、書面をもって、その通知を発しなければならない。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事並びに正会員の中からその社員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち3名以内を副会長とすることができる。

4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。

5 前項の専務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事は、正会員の中から選任する。ただし、理事のうち1名は、正会員以外の者から選任することができる。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順位に従い、その職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第29条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長が選任する。

3 顧問の任期は、2年とする。

4 顧問は、専門的な事項について会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

5 顧問の報酬については、第27条の規定を準用する。

第6章 理事会

(設置及び構成等)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会に付議すべき事項の決定

(2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項の決定

(3) その他社員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項の決定

(4) 理事の業務執行の監督

(5) 代表理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。
- 3 前各項の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事の中から、その理事会において選任された議事録署名人が記名押印する。

第7章 組 織

(委員会)

第 37 条 この法人の業務の円滑な運営をはかり、かつ第4条の事業遂行のため委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置又は廃止は、理事会の議決を経て会長が定める。
- 3 委員会の委員は会長が選任する。この場合において、必要に応じて正会員以外の者を選任することができる。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て、会長が行う。
- 4 事務局長は、専務理事をもって充てることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 計算書類の注記
- (6) 財産目録

2 前項の決議を受けた書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(資産の構成)

第 43 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費収入
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は社員総会の決議を経て、会長が定める。

(費用の支弁)

第 45 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入を除き、社員総会において、第 18 条第 2 項に定める議決を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の4分の3以上の議決を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

附 則

平成 25 年 4 月 1 日	制 定
平成 29 年 5 月 26 日	変 更